

# 福岡県公報

平成十九年六月一日  
第二千六百八十四号  
増刊 ①

## 目次

規則 (第五十四号)

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (総務事務センター) …………… 一

告示 (第九十八号・千九十九号)

福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示 (農業経済課) …………… 一

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示 (地域政策課) …………… 二

選挙管理委員会

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示 (地方課) …………… 二

## 規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年六月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十四号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則 (昭和四十二年福岡県規則第九号) の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一掃すつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二十条第一項各号の規定は、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

## 告示

福岡県告示第九十八号

福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年六月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県農業改良資金貸付規程 (平成十四年九月福岡県告示第千五百五十五号) の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「担い手育成農作業受委託促進事業実施要領 (平成十六年四月一日付け十五経営第六千七百号農林水産事務次官依命通知)」を「農地保有合理化担い手育成地域推進事業実施要領 (平成十九年三月三十日付け十八経営第七千三百三十三号農林水産事務次官依命通知)」に改める。

第七条第一項中「借入申込希望書 (資金基本要綱において定める借入申込希望書をいう。以下同じ。)」を「別に定める借入申込希望書」に改める。

様式第二号中

|    |
|----|
| 冊数 |
| 冊  |

を

|    |              |
|----|--------------|
| 冊数 | 冊別           |
| 冊  | 1. 男<br>2. 女 |

に、

|              |
|--------------|
| 冊別           |
| 1. 男<br>2. 女 |

を

|      |     |
|------|-----|
| 種別   | 補助残 |
|      | 貸付  |
| 1. 種 |     |
| 2. 種 |     |

に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第九十九号

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年六月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県地域総合整備資金貸付要綱（平成二年八月福岡県告示第千三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「株式会社、有限会社、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の法人とする。」を「法人格を有する団体とする。」に改める。

第五条第二項中「貸付金額を」を「貸付金額は」に、「限度として増額させることができる。」を「限度とする。」に改める。

附則第二項中「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、同項の表第五条第一項の項を削り、同表第五条第五項の項中

|        |     |
|--------|-----|
| 六億円    | 七億円 |
| 七億五千万円 | 八億円 |

を

に改め、

|        |     |
|--------|-----|
| 七億五千万円 | 八億円 |
|--------|-----|

同表第五条第六項の項中

|        |     |
|--------|-----|
| 六億円    | 七億円 |
| 七億五千万円 | 八億円 |

を

|        |     |
|--------|-----|
| 七億五千万円 | 八億円 |
|--------|-----|

に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年六月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務取扱規程（平成十二年五月福岡県選挙管理委員会規程第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第七章 在外投票（第二十七条）

を

第二十七条（在外投票事務処理簿の作成）」

「第七章 在外投票（第二十七条―第二十七条の二）

第二十七条（郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を送送する日）に

第二十七条の二（在外投票事務処理簿の作成）」

改める。

第七章中第二十七条を第二十七条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を送送する日）

第二十七条 在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）第二十三条第三号に規定する当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げ

る区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙（法第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 九月十六日から翌年の三月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の三月十六日、三月十六日からその年の九月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の九月十六日

二 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第三十三条の二第二項又は第四項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県の委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日のいずれか遅い日

三 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第三十三条の二第一項の規定により行われる場合又は衆議院議員若しくは参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第五項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県の委員会が告示した日

2 法第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合において、前項の規定の適用については、同項第一号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由」と、同項第二号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第三項又は第四項に規定する遅い方の事由」と、同項第三号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第五項に規定する遅い方の事由」とする。

附則

この告示は、平成十九年六月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）